

令和7年4月 日

宮崎県環境森林部自然環境課

ご担当者さま

西臼杵衛生センター

### 自然公園法指定地域内の公共施設整備に関する問い合わせ（照会）

拝啓、貴県ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。

さて、西臼杵郡3町（高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町）では適正かつ効率的な汚水処理を行うための取り組みを進めているところです。

現在、本地域では西臼杵郡3町（高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町）で構成する西臼杵広域行政事務組合にて広域的なし尿処理を行っていますが、既存施設の老朽化等により新たな施設を整備する予定です。

新たな施設（汚泥再生処理センター）は下水処理場の余力を活用して効率的な処理を行うため、高千穂町の公共下水道（高千穂浄化センター）の隣接地に検討する予定です。

上記事業を進めるにあたり、整備予定地が以下のとおり自然公園法の指定地域となっているため、ご照会したいことがありますので、よろしくお願いします。

#### （整備予定地他）

##### ・指定地域

：祖母傾国定公園 第3種特別地域

（高千穂町長崎地区 特認地域：別紙参照）

##### ・建設予定地

：高千穂町三田井地内

（下水処理場隣接地（田畠）約3,800m<sup>2</sup>）

##### ・対象施設

：公共施設（汚泥再生処理センター（し尿処理施設）〈一般廃棄物処理施設〉）

敬具

＜ 記 ＞

別添資料1：照会事項

## (添付資料1:照会事項)

### ■汚泥再生処理センター(し尿処理施設)の事業計画について

西臼杵広域行政事務組合では、計画している汚泥再生処理センターの建設事業について循環型社会形成推進交付金を活用して実施する予定です。事業概要を以下に示します。

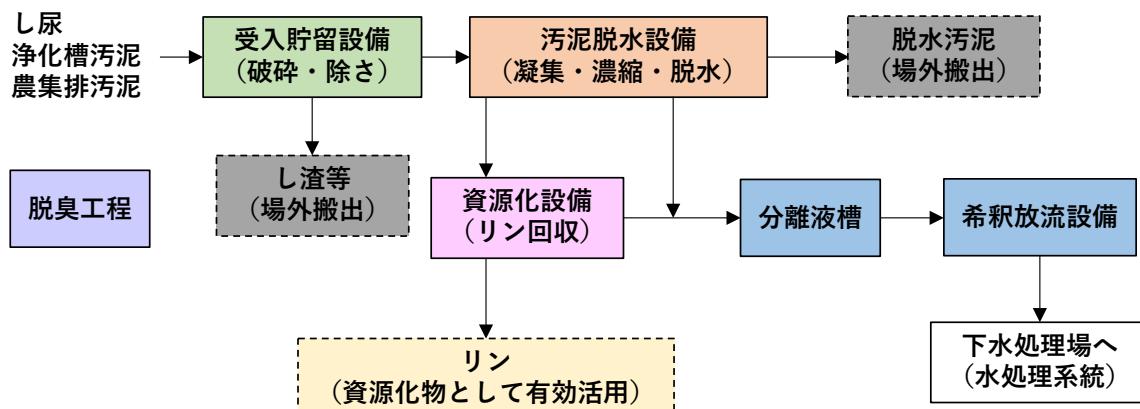
#### スケジュール

- 令和6年度：調査・計画・設計(現状)
- 令和7年度：〃
- 令和8年度：設計・施工(性能発注方式[設計・施工一括発注])
- 令和9年度：〃
- 令和10年度：〃

#### 計画施設概要:予定

- ・対象施設：汚泥再生処理センター(し尿処理施設)  
(し尿、浄化槽汚泥及有機性廃棄物を併せて処理するとともに、資源を回収する施設)
- ・所在地：宮崎県西臼杵郡高千穂町三田井6518番地1及びその周辺
- ・処理対象物：し尿、浄化槽汚泥、有機性廃棄物(農集排污泥)
- ・処理能力：約37kL/日(し尿7kL/日、浄化槽汚泥29kL/日、農集排污泥1kL/日)
- ・処理方式：前処理+固液分離+希釈下水道放流(高千穂浄化センターの下水道への放流)
- ・資源化方式：リン回収
- ・竣工年月：令和11年3月(予定)
- ・財源(交付金)：循環型社会形成推進交付金(環境省)

#### ・概略処理フロー



## **■建設予定地**

計画施設は、西臼杵郡3町（高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町）のし尿等を処理するし尿処理施設（一般廃棄物処理施設）です。

計画施設では、搬入されたし尿等の前処理及び固液分離を行い、希釀して隣接する下水処理場（高千穂浄化センター）に投入する計画です。このため、現在の用地のみ目的達成が可能であると判断し場所を決定しています。

また、本事業は「宮崎県汚水処理事業に係る広域化・共同化計画（国土交通省）」や「循環型社会形成推進地域計画（環境省）」で位置付けられた事業です。

## 位置図

建設場所：高千穂町三田井地内（高千穂浄化センター隣接地）  
上原 6547-1、6519-1、6518-1、6516



※地理院タイル（国土地理院）を利用して作成。

縮尺:1/10,000

0 250m 500m

図1 建設予定地の位置(地形図 1/10000)

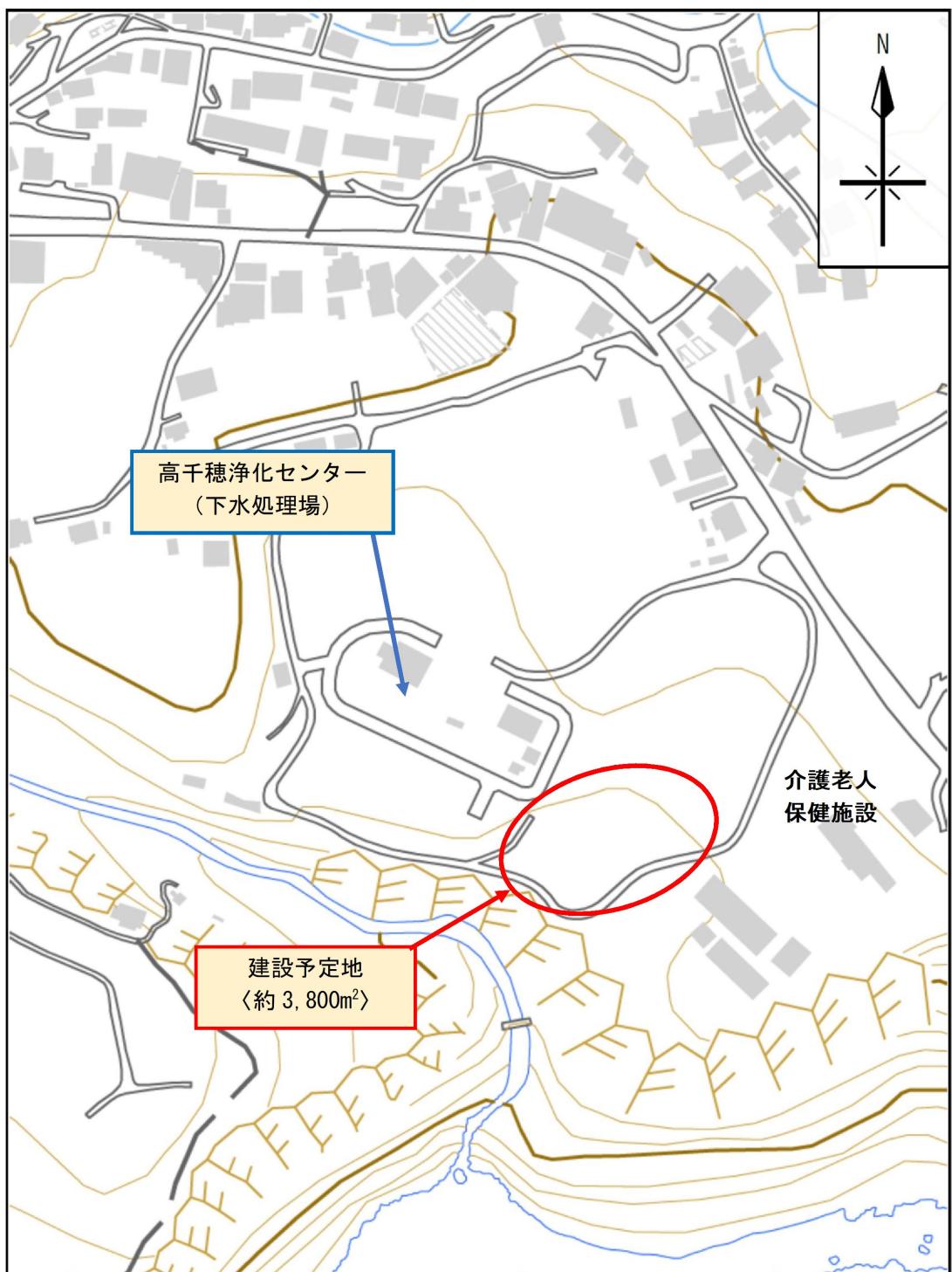


図2 建設予定地の位置(地形図 1/2500)



※地理院タイル（国土地理院）を利用して作成。

縮尺:1/2,500

0 50m 100m

図3 建設予定地の位置(航空写真 1/2500)

## ■都市計画及び自然公園法指定状況

表 1 都市計画要件

都市計画要件	
都市計画区域	[内(一部は区域外)]
(1)用途地域 指定	[有:準工業地域]
(2)防火地域 指定	[無]
(3)高度地区 指定	[無]
(4)日影規制 指定	[無]
(5)建ぺい率	[表 2 参照] %以内※県協議を基に設定
(6)容積率	[表 2 参照] %以内※県協議を基に設定
(7)高さ	[表 2 参照] m以下※県協議を基に設定
※建ぺい率、容積率や建物の高さ制限については、自然公園法の基準の適用及び高千穂町景観条例等の協議結果もとに最終決定する。	

表 2 開発に伴う建築物の規制について

	建築面積	建蔽率	容積率	高さ	その他
都市計画法 (準工業地帯)	—	60% 以下	200% 以下	—	
自然公園法 (高千穂町長崎地区 特認地域)	2,000m <sup>2</sup> 以下	20% 以下	40% 以下	10m 以下	<ul style="list-style-type: none"> <li>○建築物の水平投影外周線の後退距離           <ul style="list-style-type: none"> <li>・公園事業道路の路肩から20m以上</li> <li>・敷地境界から5m以上</li> </ul> </li> <li>○必須事項           <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋根及び壁面の色彩、形態が周辺の風致景観と著しく不調和でないこと。</li> </ul> </li> </ul>
自然公園法 (第3種特別地域)	2,000m <sup>2</sup> 以下	20%	60%	13m 以下	<ul style="list-style-type: none"> <li>○建築物の水平投影外周線の後退距離           <ul style="list-style-type: none"> <li>・公園事業道路の路肩から20m以上</li> <li>・敷地境界から5m以上</li> </ul> </li> <li>○必須事項           <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋根及び壁面の色彩、形態が周辺の風致景観と著しく不調和でないこと。</li> </ul> </li> </ul>

※避雷針及び煙突（寒冷地における暖房用等必要最小限のものに限る。）を除いた建築物の地上部分の最高部と最低部の高さの差を いう（自然公園法施行規則（昭和 32 年厚生省令第 41 号）第 11 条）

## 【建設予定地の自然公園法の指定状況(参考)】

### ③ 高千穂町田口野地区、高千穂町長崎地区の特認地域

高千穂町田口野地区 特認地域	高千穂町長崎地区 特認地域
次の全てに該当すること。	次の全てに該当すること。
<input type="checkbox"/> 特別保護地区、第1種特別地域でないこと <input type="checkbox"/> 植生の復元が困難な地域で行われるものでないこと <input type="checkbox"/> 保存縁地で行われるものでないこと <input type="checkbox"/> 保存縁地等でないこと <input type="checkbox"/> 建築物に係る敷地の範囲が明らかであること <input type="checkbox"/> 敷地面積 $\geq 1,000\text{m}^2$ 以上 (保存縁地を除く) <input type="checkbox"/> 建築面積 $\leq 2,000\text{m}^2$ 以下 <input type="checkbox"/> 高さ $\leq 13\text{m}$ 以下 <input type="checkbox"/> 敷地に対する建築面積等の割合 建ぺい率50%以下、容積率100%以下	<input type="checkbox"/> 建築物水平投影外周線が、敷地境界線から5m以上後退 <input type="checkbox"/> 公園事業道路等の路肩から5m以上後退 <input type="checkbox"/> 高さ $\leq 10\text{m}$ 以下 <input type="checkbox"/> 建築面積 $\leq 2,000\text{m}^2$ 以下 <input type="checkbox"/> 敷地に対する建築面積等の割合 ◇ 敷地面積が500m $^2$ 以下 →建ぺい率10%以下、容積率20%以下 ◇ 敷地面積が500m $^2$ 以上1,000m $^2$ 未満 →建ぺい率15%以下、容積率30%以下 ◇ 敷地面積が1,000m $^2$ 以上 →建ぺい率20%以下、容積率40%以下
次の全てに該当すること (2地域共通)	
<input type="checkbox"/> 主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないこと <input type="checkbox"/> 山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼさないこと <input type="checkbox"/> 屋根及び壁面の色彩、形態が周辺の風致景観と著しく不調和でないこと	
ただし、次のいずれかに該当する場合、上記は該当しなくても可	
<input type="checkbox"/> 既存工作物の改築 <input type="checkbox"/> 既存工作物の建替え <input type="checkbox"/> 災害復旧等のための新築 (条件: 既存建築物の規模を超えないこと) <input type="checkbox"/> 学術研究その他の公益上必要であり、その場所以外では目的達成ができないと認められるもの	
+必須事項 <input type="checkbox"/> 屋根及び壁面の色彩、形態が周辺の風致景観と著しく不調和でないこと	

## ■施設の計画概要

計画施設において配置が必要な主要施設を以下に示します。配置計画案については別添の参考資料を参照。

表 配置対象施設

対象施設	概要
①汚泥再生処理センター	処理棟と管理棟は合棟とする。
②出入口(2箇所)	西側(下水処理場(高千穂浄化センター)側) 東側(老人介護施設/デイケアサービス側)※正門は東側とする。
③構内道路	汚泥再生処理センターへの搬入・搬出道路等
④計量機	屋外設置とする。1回計量とする。
⑤駐車場等	駐車場 10台程度、車庫(必要に応じて)、洗車スペース、下水処理場(高千穂浄化センター)への連絡階段、その他
⑥擁壁等	必要面積を確保する必要があるため、敷地の南側にはL型擁壁(4m)を設置する。

汚泥再生処理センターの面積については、プラントメーカーにより機器配置等により異ります。ここでは、類似事例をもとに面積を設定しています。

基本条件及び面積を以下に示します。

表 配置対象施設

項目	概要
基本条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・処理棟と管理棟は合棟とする。</li> <li>・地下1階、地上2階の構造とする。</li> <li>・受入室は4tバキューム車が2台本計画においては通り抜け方式とし、4t車が2台同時に搬入でき、最大10t車1台の投入も可能な広さとする。なお、前室や後室は設けない。</li> <li>・計量機は屋外に設ける。</li> </ul>
面積	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築面積: 約 <math>450\text{m}^2</math> (<math>18.2\text{m} \times 24.2\text{m} = 440.4\text{m}^2 \div 450</math>) (延べ床面積: <math>1,350\text{m}^2</math>: 地下水槽部を含む)</li> <li>・最高高さ: 約 13m (奥突は除く)</li> <li>・敷地面積 <math>3,800\text{m}^2</math></li> <li>・建ぺい率: 約 12% (<math>450\text{m}^2 \div 3,800\text{m}^2</math>)</li> <li>・容積率: 約 36% (<math>1,350\text{m}^2 \div 3,800\text{m}^2</math>)</li> </ul> <p>※工事は設計・施工一括発注を予定しており、プラントメーカーにより異なるため、実施設計時に最終決定するため、数値が増える可能性がある。</p>

## ■照会内容

①建設予定地は高千穂町長崎地区の特認地域に指定されています。計画施設は、下記の除外規定「学術研究その他公益上必要であり、その場所以外では目的達成できないと認められるもの」に該当するとの認識でよろしいでしょうか。

### 【建設予定地の自然公園法の指定状況(参考)】

③ 高千穂町田口野地区、高千穂町長崎地区の特認地域	
高千穂町田口野地区 特認地域	高千穂町長崎地区 特認地域
次の全てに該当すること。	次の全てに該当すること。
<input type="checkbox"/> 特別保護地区、第1種特別地域でないこと <input type="checkbox"/> 植生の復元が困難な地域で行われるものでないこと <input type="checkbox"/> 保存緑地で行われるものでないこと <input type="checkbox"/> 自然草地等でないこと <input type="checkbox"/> 建築物に係る敷地の範囲が明らかであること <input type="checkbox"/> 敷地面積 ≦ 1,000m <sup>2</sup> 以上 (保存緑地を除く) <input type="checkbox"/> 建築面積 2,000m <sup>2</sup> 以下 <input type="checkbox"/> 高さ 13m以下 <input type="checkbox"/> 敷地に対する建築面積等の割合 建ぺい率50%以下、容積率100%以下	<input type="checkbox"/> 建築物水平投影外周線が、敷地境界線から5m以上後退 <input type="checkbox"/> 公園事業道路等の路肩から5m以上後退 <input type="checkbox"/> 高さ 10m以下 <input type="checkbox"/> 建築面積 2,000m <sup>2</sup> 以下 <input type="checkbox"/> 敷地に対する建築面積等の割合 ◇ 敷地面積が500m <sup>2</sup> 以下 →建ぺい率10%以下、容積率20%以下 ◇ 敷地面積が500m <sup>2</sup> 以上1,000m <sup>2</sup> 未満 →建ぺい率15%以下、容積率30%以下 ◇ 敷地面積が1,000m <sup>2</sup> 以上 →建ぺい率20%以下、容積率40%以下
次の全てに該当すること(2地域共通) <input type="checkbox"/> 主要な農業地から展望する場合の著しい妨げにならないこと <input type="checkbox"/> 山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼさないこと <input type="checkbox"/> 屋根及び壁面の色彩、形態が周辺の風致景観と著しく不調和でないこと	
ただし、次のいずれかに該当する場合、上記は該当しなくても可 <input type="checkbox"/> 既存工作物の改築 <input type="checkbox"/> 既存工作物の建替え <input type="checkbox"/> 災害復旧等のための新築 (条件: 既存建築物の規模を超えないこと) <input type="checkbox"/> 学術研究その他公益上必要であり、その場所以外では目的達成できないと認められるもの	
+必須事項 <input type="checkbox"/> 屋根及び壁面の色彩、形態が周辺の風致景観と著しく不調和でないこと	

②上記に該当する場合に、特認地域の要件については該当せず、建ぺい率、容積率、高さなどは、用途地域（準工業地域）や高千穂町景観条例等に基づき計画することが可能であると理解してよろしいでしょうか。

ちなみに高さについては奥突の除いた建築物の地上部分の最後部と最低部の高さの差であるとの理解でよろしいでしょうか。

表2 開発に伴う建築物の規制について

建築面積	建ぺい率	容積率	高さ	その他
都市計画法 (準工業地帯)	—	60% 以下	200% 以下	—
自然公園法 (高千穂町長崎地区 特認地域)	2,000m <sup>2</sup> 以下	20% 以下	40% 以下	10m 以下
			(1000m <sup>2</sup> 以上)	○建築物の水平投影外周線 の後退距離 ・公園事業道路の路肩から 20m以上 ・敷地境界から 5m以上 ○必須事項 ・屋根及び壁面の色彩、形 態が周辺の風致景観と著 しく不調和でないこと。
自然公園法 (第3種特別地域)	2,000m <sup>2</sup> 以下	20%	60%	13m 以下
				○建築物の水平投影外周線 の後退距離 ・公園事業道路の路肩から 20m以上 ・敷地境界から 5m以上 ○必須事項 ・屋根及び壁面の色彩、形 態が周辺の風致景観と著 しく不調和でないこと。

※避雷針及び煙突（寒冷地における暖房用等必要最小限のものに限る。）を除いた建築物の地上部分の最高部と最低部の差をいう（自然公園法施行規則（昭和 32 年厚生省令第 41 号）第 11 条）

④今後協議の進め方、提出様式(必要添付書類)や提出時期、留意事項についてご教示ください。なお、計画施設は設計・施工一括発注で実施予定であるため、実施設計は令和8年度に施工業者が確定した後に行うことになります。

・計画施設は工事を設計・施工一括発注で実施するため、以下のような内容を想定しています。

(今年度)

#### ①建築物等の制約条件に係る協議

※①を基本的な制約条件として工事発注を行います。

(来年度以降)

## ②実施設計図の協議・届提出(R8)※工事請負業者

※②工事請負業者により建屋のレイアウトや高さが変わります。

事務連絡  
令和7年4月23日

西臼杵衛生センター  
ご担当者様

宮崎県自然環境課  
自然公園担当

自然公園法指定地域内での公共施設整備に関する問い合わせ（回答）

令和7年4月14日付け照会のあった標記について、下記のとおり回答します。

記

1 建設予定地は高千穂町長崎地区の特認地域に指定されています。計画施設は、下記の除外規定「学術研究その他公益上必要であり、その場所以外では目的達成できないと認められるもの」に該当するとの認識でよろしいでしょうか。

【回答】

計画施設について、公益上必要な施設に該当とのご認識で問題ありません。

2 上記に該当する場合に、特認地域の要件については該当せず、建ぺい率、容積率、高さなどは、用途地域（準工業地域）や高千穂町景観条例等に基づき計画することが可能であると理解してよろしいでしょうか。

ちなみに高さについては奥突の除いた建築物の地上部分の最後部と最低部の高さの差であるとの理解でよろしいでしょうか。

【回答】

公益性のある建築物の審査の場合、各種数値要件は適用されず、外観の色彩及び形態が風致景観と不調和なものでなければ建設可能となります。

また、高さについてご認識のとおりです。

3 今後協議の進め方、提出様式（必要添付書類）や提出時期、留意事項についてご教示ください。

【回答】

施設の計画段階に応じて、適宜ご相談ください。また、申請書類は県ホームページにて確認できます。提出時期は任意となります、行為着手前に許可を得ていただくようお願いします。

担当 中村
TEL 0985-44-2624
FAX 0985-38-8489
E-mail nakamura-tadahiro@pref.miyazaki.lg.jp

事務連絡  
令和7年5月13日

西臼杵衛生センター  
ご担当者様

宮崎県自然環境課  
自然公園担当

自然公園法指定地域内での公共施設整備に関する問い合わせ（回答）

令和7年5月12日付け照会のあった標記について、下記のとおり回答します。

記

1 申請書類の対象となるものは工作物の設置（建屋の新築及び擁壁の設置）に係るものと認識でよろしいでしょうか。その際に、届出様式について以下の様式以外で必要な様式はありますでしょうか。

・国定公園特別地域（特別保護地区、海域公園地区）内工作物の新（改、増）築許可申請書

【回答】

ご認識のとおりです。様式について、工作物の新築及び関連する行為のみであれば、上記のほかに必要な様式はございません。

2 仮設進入路設置等粗造成については、工作物設置に係る工事（基礎工事）ではないため特に手続きは不要との理解でよろしいでしょうか（田畠を造成するため森林の伐採等はありません）。

【回答】

仮設進入路設置等、建屋及び擁壁の新設工事（本体工事）に伴って必要となる行為については、工作物の新築申請において、関連行為として記載いただく形となります。そのため、別途の申請は不要となります。仮設進入路工事の着手前に本体工事を含めて一体で許可を得る必要があります。

（一体的な申請が難しく、先行して仮設進入路工事のみ実施する必要がある場合は、分けてご申請いただくことも可能です。その場合、仮設進入路の設置は土地の形状変更（アスファルト等の構造物を入れない場合）あるいは工作物の新築申請となります。）

担当 中村

TEL 0985-44-2624

FAX 0985-38-8489

E-mail nakamura-tadahiro@pref.miyazaki.lg.jp